

第1回 愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議議事録

日 時：2021年6月8日（火） 午後2時00分から午後3時30分まで
場 所：愛知県 自治センター 6階 災害対策本部室
出席者：名簿のとおり

【議事】

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する有識者会議の設置について
 - 委員間の互選により神谷委員を座長に選任
 - 座長が宮木委員を職務代理者に指名
- (2) 愛知県における犯罪被害者等支援施策等について
 - 資料1、2に基づき事務局から説明
- (3) 意見交換

<主な意見>

○条例の制定に関して

- ・ 既に多くの自治体で条例が制定されているという状況であるため、その中で、各都道府県、あるいはその他自治体の状況を鑑みて、課題を抽出することは大事であるし、どこの部分をより強化していくのかと、特色を出すのが大切。
- ・ 愛知県の場合は、特化条例としては名古屋市のみという状況で、それ以外は、実際自治体の方と話をし、条例の制定どうですか？ということも聞いてもなかなか腰が重い所があるのかなと思っていたところであるが、こうして愛知県が条例を制定することにより、また状況が変わってくるかなと思う。
- ・ 住所地によって条例が制定されていない県、市町村があるということは、やはり、住民にとっては温度差があってはいけないため、早期に県の条例を制定していかないといけない。

○検討の内容・進め方について

- ・ 中身の部分について各都道府県のあり方を抽出しているデータをもとに議論していくとともに、さらにはもっと広がって行き渡るといような所を肉付けしていくことが必要。
- ・ 市町村レベルでの特化条例と、都道府県レベルでの特化条例、それぞれの

役割の分担をどうするのかというのは考えなければならない。特に愛知県のように、市町村レベルで、被害者支援の条項を含む条例がある市町はあるものの、特化条例は名古屋市以外制定されていないということになると、調整ということも条例の中で一つ大きな課題になる。

- 当県が後発であるからこそ、今、他県の条例を見比べて、いいところ取りではないが、各委員が現状の問題・課題として挙げられた中身も盛り込めるような条文の構成にしていきたい。
- 全体像を作り上げていくときに、犯罪被害というのはコンセンサスを得られると思うのだが、犯罪被害者「など」というところの、範囲をどこまで入るのかということが決まらないと、全体の枠組みにそれがまた影響してくるのかなというところがあり、それがまず入り口になる。
- 対象をあまり広げると条例がなかなか難しくなる、成立が難しくなるという問題もあり、ある程度被害事案を絞った上で、きちんとそういう方に支援ができるような体制をつくるという方向もあり得るが、今後、幅広く扱うようにするのか、或いは、きちんと被害者に届くように、確実な条例とするのかというのは対象の範囲を、今後考える余地があるのかと思う。

○条例に望む内容

- 二次被害の文言は是非入れていただきたいところである。
- 「再被害」の条文もスタンダードとして記載されているため、入れていただきたい。
- 被害者参加制度を利用して裁判に出ようと思うと、会社を休まないといけないが、その際に上司や会社に理解がないと気兼ねをして休めないということがある。そういった意味で事業主への理解を促進していただきたい。
- この会議だけでなく、犯罪被害者の方へのヒアリングの機会を設けていただいたりして、真摯に向き合ってもらいたい。
- 犯罪被害者の声を一つ一つ拾ってもらえた、被害者が「助かった」と思えるような、辛さや悲しみに、手が届くような条例にしていきたい。
- 被害当事者には様々な方がいる、DV被害、性犯罪、交通犯罪、たぶん少年犯罪も入るのかもしれないが、そういった多様な被害者の方の声を反映させていきたい。
- ワンストップで県なり市町村の窓口がきちんと確保されていて、その連続性が担保されていることが、支援のハブというか、支援の拠点として大事なこと。
- 条例ができた後、それをどう運用していくかということで、愛知県からすると、名古屋市以外の自治体と連携ということも条例に盛り込むのだろうが、

それも条項を置くだけではなくて、調整を実際にする場を、条例で設けてもらえないか。条例を作ったことで起こる問題なんかもそういうところで解決できるものがあるといいのではないかなと思う。

- ・ 被害者の講演会というのも色々な形で行われているが、それは講演という一方通行の形。この有識者会議のように、被害者の意見を聞きましょうと、車座になって関係機関の方と話ができるという機会はあまりない。今後、この検討会を機に、そういった調整会議等にも是非被害者をに入れていただきたい。
- ・ 県の条例を作って市町村の役割や責務についても明記した方がいいんじゃないか。

○支援の現状等に関して

- ・ 色んな制度ができているというわけだが、結局のところ被害者の方々にそれがどこまで届いているのかという問題が大きくあるのではないか。
- ・ 最近制定された特化条例で効果があったというのは、東京都が法律相談で、最大 30 分までということ制度として入っている。法テラスに被害者のご遺族の方の法律相談には費用が掛からないような制度というのがあるが、なかなか条件があったりして、説明するのだが、ぱっと言われて分からない。法律相談料 30 分無料ですという形だと分かりやすいため、使いやすいという声がある。そういった制度も御検討いただけるといいかなと思う。
- ・ いろんな制度があるが、制度はできているが、実績をみるとすごく少ないということもあり、まだ少し被害者の方に使いやすい形になっていないとすごく残念に思っている。そういう意味では被害者の方にとって使いやすい制度、丁寧なものになるといいなと思うし、使うときに色んな煩雑な手続きが簡便にならないかなと思う。
- ・ 犯罪というと、どうしても刑事手続きのことに目が行きがちであるが、犯罪に遭ったその日から、日常生活が変わってしまうということを考えると、まさに経済的とか生活への支援体制、そして、長期的な、精神的な支援も考えて欲しいと思う。
- ・ 被害者を支援する人材を育成し、支援が途切れないように、連続性を保つような形で行っていただきたい。
- ・ 事業者への理解を促進、向上して、場合によっては様々なことで仕事を休まざるを得ないと思うが、介護休暇や育児休暇のような制度をぜひ検討してもらえないか。
- ・ 事件、事故に遭った直後の心の状態と、心の状態というか、そこでのニーズと、それから、生活されていくということで、変わっていく。変わらない

- ものもあるけれど変わっていくこともあるため、中長期的な視点が欲しい。
- ・ 警察に届け出をなされない方がいらっしゃる場合、その方の支援というのはなかなかハードルが高い。被害者の定義の難しさというのを感じている。
 - ・ 学校への啓発、或いは子ども同士の被害というのはなかなか扱いは難しいのだが、その分保護者の方は心を痛めている。少年被害にとってのなかなか難しい点もある。
 - ・ 中高生などで、SNS で本当に自分を大事できずに、性被害に遭われた方が多い。私たちの理解を超える事件に巻き込まれているので、そういった方たちに性教育というのはすごく必要だなということを最近感じている。
 - ・ 臨床心理士や社会福祉士といった、対人援助ができる方を支援窓口に必ず置いていただきたい。異動のない専門職の方を必ず置いていただくということがとても大切だと思う。

○ その他

- ・ 犯罪被害は、そういう意味では見えにくい部分がある。例えば、いじめの問題とかそういったところの、第三者的には分かりにくいところがあるということも含めて、黒かどうかと、そういう議論がある。
- ・ 被害者の方の心理に精通しているとか、そういう言葉が聴きやすい人、聴きにくい人がいたりして、そういう意味では、ある種事例とか具体的なことをベースにした相互研修とか、そういうのも欲しいなとか、あったらいいなと思う。人材育成の一つとして、そういうのがあってもいいのかなと思う。
- ・ 4月から始まった見舞金とか遺児支援金とか再提訴助成について、ここまでに実績や申し込みは何件あるのか。
- ・ 今回、条例が制定されると、例えば、スタートしたばかりだが、改めて犯罪被害遺児支援金制度の見直し等をお願いすることはできるのか。岐阜県が先行して遺児への支援制度を設けており、その実績が見直しに繋がってくるかと思うため、もし実績が分かるのであれば教えて欲しいと思う。